

販路開拓コーディネート事業 令和6年度 公募要領

1. 事業の概要

優れた製品やサービスを持ちながら、単独では販路開拓が困難な中小企業者を対象に、市場評価から商品ブラッシュアップ、テストマーケティング、バイヤーヒアリング等の施策を組み合わせることで、新製品・新市場への参入を側面的に支援します。

Q. 具体的にはどのような支援が受けられるのか。

A. 事業者ごとに様々です。具体的な施策は、定例ミーティングのヒアリング結果に基づいて、さらには製品や業界の特性、市場環境、個別の課題なども考慮して、事業者ごとにカスタマイズします。

Q. 商品ブラッシュアップとはどのようなものか。

A. 中身だけでなく、パッケージデザイン、包材、価格設定等を総合的に見直し、小売店頭で勝負できる商品へと改善するプログラムです。

Q. テストマーケティングとはどのようなものか。

A. 商品を実際に小売店頭で陳列して販売することで、消費者の反応を収集するプログラムです。実施店舗は、主に都市部の小売店を想定していますが、本公募を経て決定する支援対象企業のラインナップに合わせ、今後検討します。

Q. バイヤーヒアリングとはどのようなものか。

A. 商品をバイヤーに提出し、「売れる」商品かどうかの目利きをしてもらいます。今後の改善のためのアドバイスがもらえることもあります。対象バイヤーは、主に高質系スーパーマーケットやセレクトショップを想定していますが、本公募を経て決定する支援対象企業のラインナップに合わせ、今後検討します。

2. 応募資格

応募資格者は、下記の全てを満たす中小企業および個人事業主です。

- (1) 中小企業基本法第2条ⁱに該当する中小企業者であること。
- (2) 申込日時点で、神戸市内に事業所を有すること。
- (3) 原則、PL（生産物賠償責任）保険に加入していること。
- (4) 有形の自社製品があること（他企業への製造委託は可とする）。なお、食品、非食品の別は問わない。
- (5) 本事業の趣旨を理解しており、具体的な成果を得るため積極的に参画する意志が

あること。

- (6) 商品サンプルの提供が可能であること。なお、食品については原則として返却しない。
- (7) 定例ミーティング（月1回程度、各回1～2時間程度）への出席が可能なこと。
※日程は、本事業の委託事業者（専門家）・支援対象企業（貴社）・当財団の3者にて、別途調整します。

定例ミーティングの出席者について

限られた時間の中で行う商品ブラッシュアップにおいては、スピード感がとても重要となります。例えば、ミーティングの際、A案かB案のどちらか一方を選択する必要に迫られることがあり、持ち帰って判断を仰ぐのではなく、その場で選択することができれば、より早くPDCAサイクルを回すことができ、成果を手にしやすくなります。

そのため、定例ミーティングには、当該商品について一定の権限を持つ方か、当該ミーティングの議題について（一時的にであっても）権限を委譲された方が同席いただくようお願いします。

3. 審査方法

審査委員会による書面審査とします。

(1) 審査委員会

本事業の委託事業者（専門家）および当財団職員から構成します。

(2) 審査スケジュール

令和6年4月8日（月）	公募開始
令和6年5月2日（木）午後5時	書類提出締切
令和6年5月中旬まで	商品サンプルの納品
令和6年5月末まで	審査委員会の実施・参画事業者の決定

(3) 結果通知

参加申込書に記載されたメールアドレス宛に通知します。

4. 申込書類

申込書類は、下記（1）～（3）です。

- (1) 参加申込書（様式第1号）
- (2) 食品の場合：FCPシート（様式第2号）
非食品の場合：展示会・商談会シート（様式第3号）
※いずれもピックアップ予定の1製品に関して記入
- (3) 下記の添付書類（(ア)～(ウ)の全て）

	個人事業主の場合	法人の場合
(ア)	公的証明書の写し ⁱⁱ	履歴事項全部証明書 ⁱⁱⁱ
(イ)	市町村民税の納税証明書	法人市民税の納税証明書
	または 市町村民税の滞納がないことを示す公的証明書	または 法人市民税の滞納がないことを示す公的証明書
(ウ)	直近の決算関係書類 ^{iv}	直近の決算関係書類 ^v
	または 開業届 ^{vi}	または 設立登記申請書 ^{vii}

5. 申込方法

Eメール、郵送、または持参のいずれかとします。

6. 問い合わせ先・提出先

公益財団法人 神戸市産業振興財団 ビジネス開発部 ビジネス開発グループ
販路開拓コーディネーター事業担当

電話：078-360-3209（土日祝を除く 9:00～17:00）

E-mail：business@kobe-ipc.or.jp

ⁱ 中小企業基本法第2条に該当する中小企業者

業種分類	中小企業基本法の定義
製造業その他	資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人
卸売業	資本金の額又は出資の総額が1億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人
小売業	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が50人以下の会社及び個人
サービス業	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人

ⁱⁱ 運転免許証、パスポート、住民基本台帳カード、健康保険証等。

ⁱⁱⁱ 申込日の概ね3か月以内に取得したもの。

^{iv} 年間売上が分かるもの。

^v 損益計算書、貸借対照表を含むもの。

^{vi} 第1期の確定申告を終えていない場合。

^{vii} 第1期の確定申告を終えていない場合。